

## 審 査 基 準 整 理 票

処分名	大津市営霊園の管理料の減免		
根拠法令名	大津市営霊園条例（平成 5 年条例第 3 4 号）	（条項）第 1 2 条	
基準法令名	大津市営霊園条例施行規則（平成 6 年規則第 1 8 号）	（条項）第 1 0 条第 1 項	
所管部署	市民部 戸籍住民課 施設管理係		
標準処理期間	3 日	法定処理期間	-日
<b>【審査基準】</b> ・文書の名称【 <span style="float:right">】</span> ・掲載図書等【 <span style="float:right">】</span> ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載			
[大津市営霊園の管理料の減免基準] 大津市営霊園条例施行規則第 1 0 条の規定により、次に掲げる場合に減免するものとし、その場合における減免の額は、次に定めるとおりとする。 使用者が生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）に規定する被保護者に該当するとき。全額。			

## 参 考

### [根拠法令]

大津市営霊園条例  
(管理料の減免)

第12条 市長は、特別の理由があると認めるときは、管理料を減免することができる。

### [基準法令]

大津市営霊園条例施行規則  
(管理料の減免)

第10条 使用者が生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者に該当するときは、管理料を免除する。

2 管理料の減免を受けようとする者は、大津市営霊園管理料減免申請書（様式第9号）を、前項の事由に該当することを証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。